**設　備　条　件　確　認　書（例）**

100kVA以下用

隔月に１回以上

　当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を隔月に１回以上とします。

事業場名

作成者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　　備　　条　　件 | | 該当設備確認 | 備考 |
| １ | 柱上に設置した高圧変圧器がないもの |  |  |
| 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの |  |
| 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの |  |
| 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの |  |
| ２ | 設備容量が１００ｋＶＡ以下のものであること |  |  |

　注：１及び２の条件に適合していること。

**設　備　条　件　確　認　書（例）**

100kVA以下用

３ヶ月に１回以上

　当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を３ヶ月に１回以上とします。

事業場名

作成者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　　備　　条　　件 | | 該当設備確認 | 備考 |
| １ | 柱上に設置した高圧変圧器がないもの |  |  |
| 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの |  |
| 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの |  |
| 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの |  |
| ２ | 設備容量が１００ｋＶＡ以下のものであること |  |  |
| ３ | 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。） |  |  |
| 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの |  |

　注：１、２及び３の条件に適合していること。

**設　備　条　件　確　認　書（例）**

100kVA超過用

隔月に１回以上

　当事業場は、設備容量が１００ｋＶＡを超過する需要設備であって、次の設備条件を満足しているため、委託契約の相手方が行う点検を隔月に１回以上とします。

事業場名

作成者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　　備　　条　　件 | | 該当設備確認 | 備考 |
| １ | 柱上に設置した高圧変圧器がないもの |  |  |
| 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの |  |
| 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの |  |
| 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設　　備　　条　　件 | | 該当設備確認 | 備考 |
| ２ | 低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有するもの  （警報動作電流の設定値の上限は50mAであること） |  | 装置名 |
| ３ | 非常用照明設備、消防用設備、昇降機、その他非常用に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあるもの |  |  |

　注：１の条件に適合し、かつ、２または３のいずれかの条件に適合していること。

２の場合は備考欄に絶縁監視装置の型式を記入すること。

３の場合は単線結線図を添付すること。

**設　備　条　件　確　認　書（例）**

（内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所）

事業場名

作成者名

点検頻度３ヶ月に１回以上

|  |  |
| --- | --- |
| 次の１及び２の設備条件に適合すること | |
| １．内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が１の筐体に収め 　られている設備 | 適・否 |
| ２．当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する 　者（①～③のいずれかに該当する者）との契約により保守が実施され  　 るもの |  |
| ①当該設備を製造した者  　名称又は氏名 | 適・否 |
| ②当該設備を製造した者との間で当該設備の保守を行うことを提携して　 いる者  　名称又は氏名 | 適・否 |
| ③自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有する者  　 氏名  　 資格名 | 適・否 |

点検頻度６ヶ月に１回以上（ガスタービンを原動力とする火力発電所に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 上記１、２及び次の３～８の設備条件のすべてに適合すること | |
| ３．発電機と接続して得られる電気の出力が300kW未満のもの | 適・否 |
| ４．最高使用圧力が1,000kPa未満のもの | 適・否 |
| ５．最高使用温度が1,400℃未満のもの | 適・否 |
| ６．発電機と一体のものとして１の筐体に収められているものその他の　 一体のものとして設置されるもの。（ただし、燃料設備及びばい煙処 　理設備については、この限りではない。） | 適・否 |
| ７．ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設　 備の外部に飛散しない構造を有するもの | 適・否 |
| ８．ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの | 適・否 |